

交通安全・自転車乗用マナー啓発特集号

平成17年9月20日発行

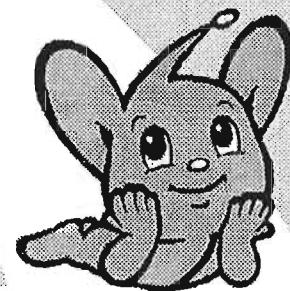


おもいやり 人に車に この街に

秋の全国交通安全運動 9月21日水～30日金

全国交通安全運動は、広く国民（区民）の皆さんに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣付けと、皆さんご自身が道路交通環境の改善に向けた取組みを推進することで、交通事故防止の徹底を図ることを目的として全国的に実施されます。

問 交通安全係☎3981・4856



子どもを自転車の補助いすに乗せるときは、幼児用ヘルメットをかぶせ、自転車の転倒事故から守りましょう。

ハートフルヘルメット
自転車の転倒事故から
子どもを守るために

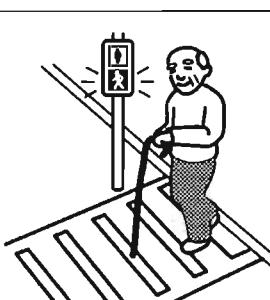
自転車は、歩行者をやさしく気づかい、ルールとマナーを守つて利用しましょう。

安全で快適に
自転車を
利用しましょう



一輪車の交通事故防止

自己の運転技量や二輪車の性能を過信することなく、カーブや交差点の手前では十分に速度を落としましょう。



高齢者の交通事故防止

外出する際は、信号を守ることや横断歩道を渡るなど、交通ルールを守ることを身に付けてましょう。



夕暮れ時の歩行中と自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時には早めにライトを点灯し、二人乗りや携帯電話の使用、歩道での危険、迷惑な走行はやめましょう。

豊島区交通安全協議会（会長／豊島区長）は、次の4点を運動の重点として運動を展開します。

自転車の歩道通行

★「通行可」の標識がある歩道
①歩行者に迷惑や危害を加えないように通行しましょう。
②マークがある部分を通行しましょう。
③マークがないときは、「車道よりの部分」を通行しましょう。

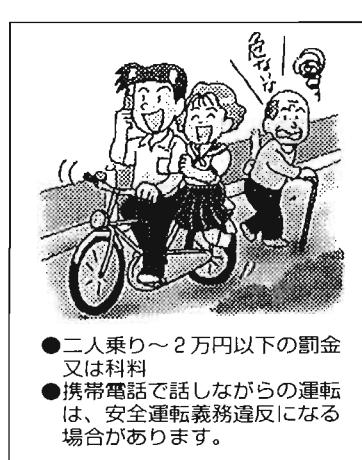
(通行可の標識がない歩道では、自転車は押して歩くことが決まります)

★「通行可」の標識がない歩道
「車道の左側通行」が原則です。

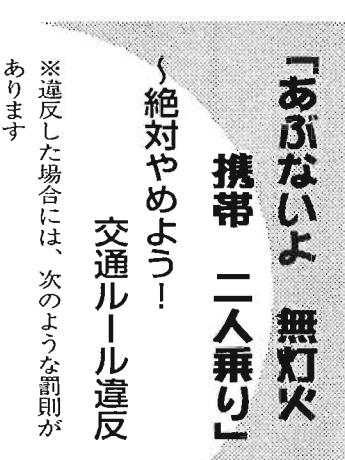
(通行可の標識) (通行部分を示すマーク)
(道路標示)



- 夜間無灯火～5万円以下の罰金・過失罪あり



- 二人乗り～2万円以下の罰金又は料料
- 携帯電話で話しながらの運転は、安全運転義務違反になる場合があります。



「絶対やめよう！
交通ルール違反

※違反した場合には、次のような罰則があります

全国、東京都および豊島区の事故状況(平成16年)

	発生件数	死者数	負傷者数
全国	952,191	7,358	1,183,120
東京都	84,513	303	96,120
豊島区	1,764	5	1,940



- 一時停止違反～3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金・過失罰あり



- 信号無視～3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



- 酒酔い運転～3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

連続記録されています。豊島区が都内ワースト1位という不名誉な状態が平成15年・16年の2年間で悪く意味で有名になっています。

都内に限定した調査では、池袋駅が都内ワースト1位、大塚駅がワースト2位という不名誉な状態が平成15年・16年の2年間で悪く意味で有名になっています。

放置自転車問題 全国的にも有名な 豊島区の

放置自転車とは?

区では、放置自転車問題の解消のため、これまで自転車駐車場の増設、啓発活動、撤去活動の強化など様々な努力をしてきました。その結果、池袋駅では、平成15年の調査によると全国ワースト9位にまで改善されました。しかし、平成11年には豊島区の放置自転車問題は全国でも悪い意味で有名になっています。

条例第6項では、自転車に乗つてきただ方が、自転車を置いてその場を離れ、直ちに動かすことのできない状態が「放置」になります。

「自転車法(※)」第5条規定しています。

そもそも「放置自転車」とはどんな自転車のことを指すのでしょうか? 「乗り捨てられた自転車」という答えは、ここでは不正解です。駅周辺には、通勤や通学、買い物などのため多くの自転車が集まっています。これらの自転車が歩道を含む道路上に置かれ、様々な問題を引き起こしています。

車いすが通れなくなったり、自動車、自転車、歩行者の通行可能なスペースが狭くなり、交通事故が起きる危険性が高くなります。

あなたが自転車を「乗り捨てることになります。

自転車は、地球環境に優しく手軽で便利な、私たちの生活に欠かせない乗り物です。しかし、その自転車も、路上に放置されれば歩行者を始めとする他の交通の妨げになるばかりでなく、事故や火災の際に救助の妨げにもなりかねません。また、最近自転車の盗難が増えているほか、自転車が関係する交通事故も多くなってきています。ルールやマナーを守って、快適な自転車ライフを実現しましょう。

10月22日～31日まで、都内一斉のリーンキャンペーンを行います。豊島区内でも、池袋駅・目白駅・巣鴨駅で啓発活動を実施します。

あなたが自転車を「乗り捨てることになります。」 「つもりはなくとも、「1日だけ」「数時間だけ」でも自転車を置き、その場を離れば、その瞬間に「放置自転車」が生まれることになります。

*自転車法:「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」

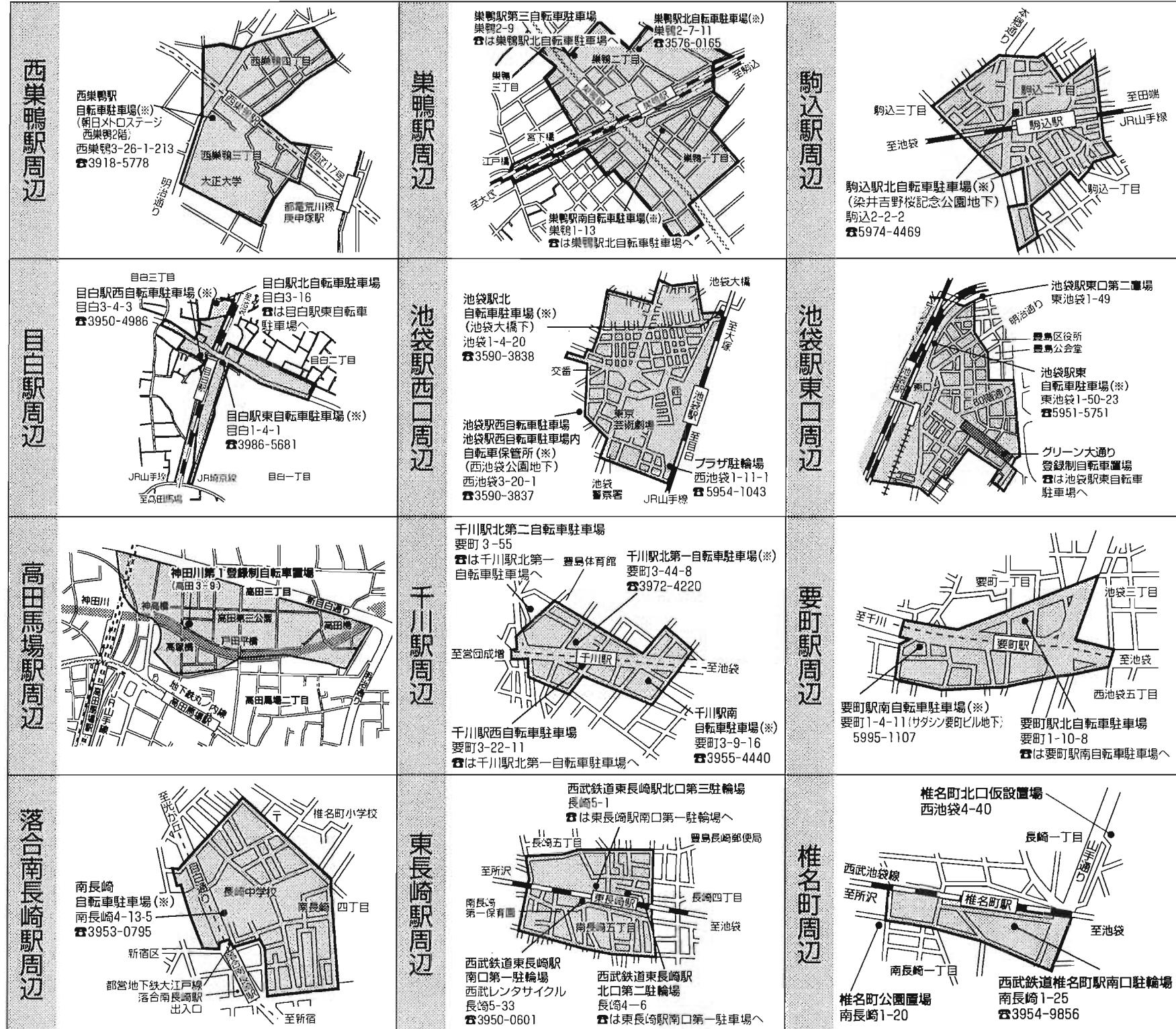
10月22日～31日は都内一斉の 放置自転車クリーンキャンペーンです

自転車の放置止やめましょ!

囲ります 自転車置き去り 知らんぶり

●放置禁止区域および自転車駐車場

管理人のいる区立自転車駐車場(図中※)では、3時間以内の当日利用は無料です。



放置自転車は 撤去します

区では、放置自転車対策の一
つとして、駅周辺を自転車等の
「放置禁止区域」に指定(特集
2面下図参照)して、撤去活動
を実施しています。

通勤や通学、買い物など、数
分から数時間置かれた自転車が
「放置自転車」として社会問題化
しているのです。決して乗り捨てられた自転車が大きな問題になつて
いるわけではありません。

このため区では、路上に置かれた自転車に警告札を貼付して、おおむね1時間以上移動されなかつたものを撤去し、保管所に搬送しています。搬去の際に、自転車がチエーン錠でガードレールなどに固定されている場合は、切断して撤去します。切断

したチエーン錠の弁償はいたしません。

返還には「撤去保管手数料」が必要です

自転車の撤去活動、保管場所の運営に関する経費、人件費等に年間2億円以上の費用がかかります。この費用を、自転車を放置した人にご負担いただるために、撤去した自転車の返還の際に、撤去保管手数料をお支払いいただきます。

自転車…5千円
原動機付自転車…8千円

※「放置自転車対策」は、
自転車と50ccまでの原動機
付自転車が対象になります。

こんな声が 寄せられていますが…

「邪魔にならないところに置いたのに…」

「一部の自転車の撤去は不公平では？」

【意見】
私は邪魔にならない所に置いたのだから、撤去しなくても良かったのではないか?

【意見】
「邪魔にならないように置くから良いだろう」、自転車を放置する方のそんな意識が、放置自転車問題を解決するための最大の障害になっています。

【意見】
私の自転車を撤去するなら、すべての自転車を撤去すべきだ。一部の自転車だけを撤去するのは不公平だ。

【意見】
確かに、すべての自転車を撤去することが理想です。先ほど「誘引作用」から言つても、全部撤去したいと私たちは思っています。

駅まで近い方は
歩きましょう

自転車駐車場をご利用ください

自転車は放置せず、自転車駐車場をご利用ください。
区立の自転車駐車場で管理人が常駐している施設では、3時間以内の利用は無料です。
(3時間を超えると1日150円)

撤去した自転車の所有者を調査すると、駅まで500m程度の距離にお住まいの方が放置している例が多く見受けられます。

地価が高く、空き地もない豊島区では、すべての自転車利用者の需要を満たすだけの駐輪施設を確保することは困難です。駅まで近い方は歩いていただき、放置自転車抑制に皆さんで取り組みましょう。

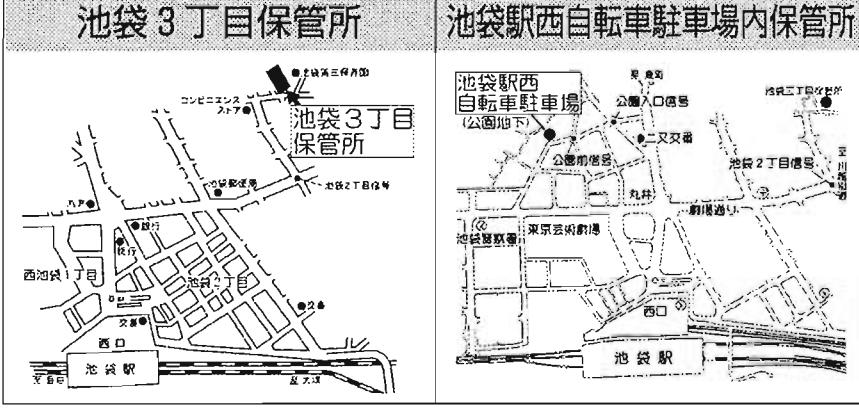
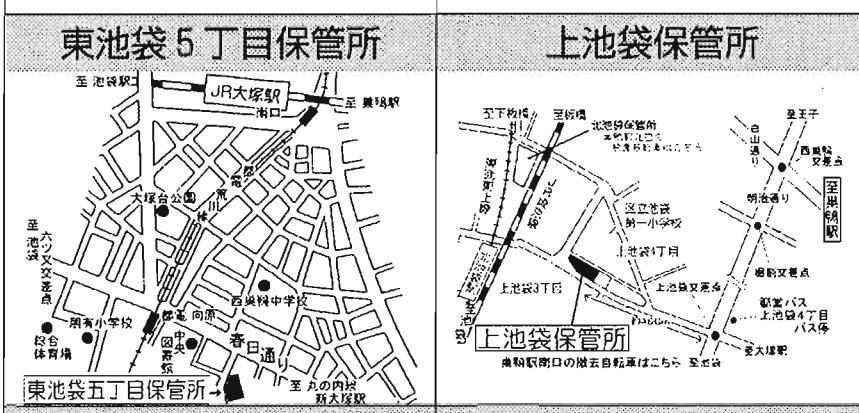
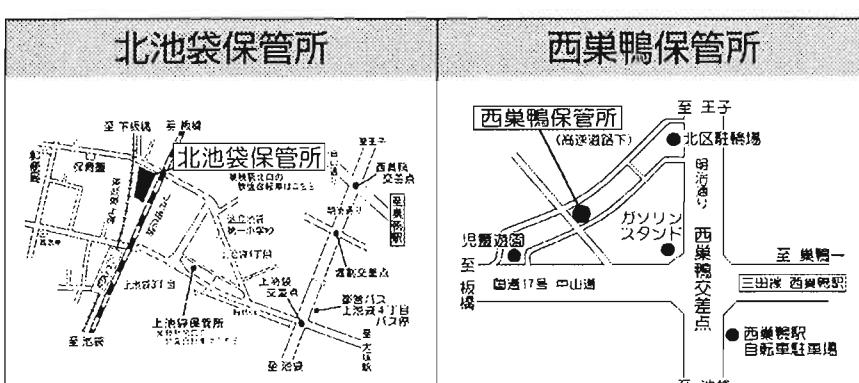


このため区では、駅まで近いところに放置された自転車を撤去し、保管所に搬送しています。搬去の際に、自転車がチエーン錠でガードレールなどに固定されている場合は、切断して撤去します。切断

このため区では、「放置自転車を撤去するには、撤去作業員やトラックの手配にさらに多くの経費が必要になるほか、何より問題になるのが、撤去した自転車を保管する場所の確保です。豊島区および周辺地域で新たに大規模な土地を確保することは非常に困難であり、保管スペースの限界から、すべての放置自転車を撤去することは難しい状況です。

このため区では、「放置自転車をなくす」という目的達成のため、「最小の経費で最大の効果を上げる」という原則に則り、撤去場所と時間を変えて、効率的な撤去活動に努めています。

●自転車保管所

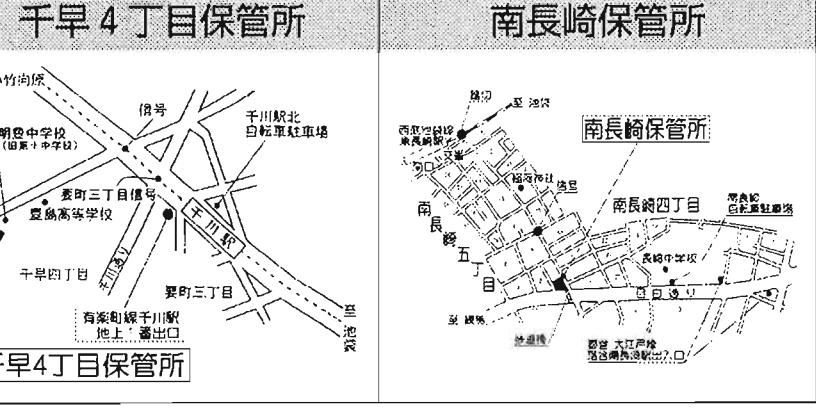


放置自転車の駅別保管場所一覧

駅(撤去地域)	名称	所在地・電話
駒込	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 ☎5974-3056
巣鴨	(北口/JRの路線より北側) 北池袋保管所	池袋本町4-50 ☎3590-0544
	(南口/JRの路線より南側) 上池袋保管所	上池袋4-29 ☎3916-4306
西巣鴨	西巣鴨保管所	西巣鴨4-14 ☎5974-3056
池袋	(東口/グリーン大通りより北側) 東池袋5丁目保管所	東池袋5-44 ☎3987-7220
	(東口/グリーン大通りより南側) 池袋3丁目保管所	池袋3-58 ☎5951-2661
	千早4丁目保管所	千早4-7 ☎3530-8301
自由	池袋3丁目保管所	池袋3-58 ☎5951-2661
高田馬場	池袋駅西駐車場内保管所	西池袋3-20-1 ☎3590-3837
桜新町(南口)	池袋駅西駐車場内保管所	西池袋3-20-1 ☎3590-3837
東長崎	南長崎保管所	南長崎5-3 ☎3953-3532
落合南長崎	千早4丁目保管所	千早4-7 ☎3530-8301
要町	南長崎保管所	南長崎5-3 ☎3953-3532
千川	池袋駅西駐車場内保管所	西池袋3-20-1 ☎3590-3837

◆保管所の返還時間…平日／午前9時～午後7時、日曜・祝日／午前10時～午後4時、土曜・休業日 (12月29日から1月3日は休業です)

◆撤去保管手数料…自転車／5,000円、原動機付自転車8,000円



万一、自転車が盗難にあった場合は、すぐに警察へ被害届を提出してください。

盗難にあつたらすぐに被害届を提出する



乗り捨て、それが放置自転車犯人が盗んだ自転車を駅周辺に所有者にご負担していただきま

として撤去された場合に、撤去以前に被害届が出されていないと、撤去保管手数料は自転車の

盗難の際、「防犯登録」が手掛かりになります。必ず防犯登録を行い、控えを大切に保管してください。

● 防犯登録をする

盗難を防ぐためのカギを二重にかけることが大切です。量販店などでは、同じ型・同じ色の自転車が大量に販売され

● 名前を記入する

自転車に名前を記入するなど、自分の自転車がすぐ分かるようにしてください。

● 二重にカギをかける

カギの種類が数種類しかないこともあります。メーカーによつては

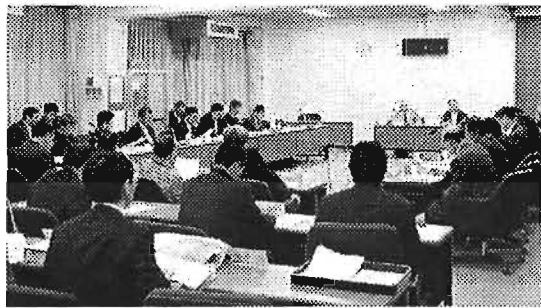
自転車の盗難防止に欠かせない 3つのポイント

手軽に利用できる自転車ですが、管理も「お手軽」になります。人の自転車を「お手軽」に盗んでしまう人もいます。ち

ょつとした買い物などのための短時間でも、必ずカギを掛けましょう。

自転車ドロボウが増加しています

「自転車等駐車対策協議会」を開催しています



●自転車等駐車対策協議会 これまでの開催経緯

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成16年 6月30日 (第1回)	(1)委員の委嘱 (2)会長・副会長の選任 (3)諮問 (総合計画の策定について) (4)区長挨拶 (5)自転車法の解説 (6)豊島区の状況について
	平成17年 3月29日 (第2回)	(1)これまでの経緯 (2)駐車場利用者と放置者特性の分析 (3)総合計画体系骨子の検討
	平成17年 5月16日 (第3回)	(1)総合計画と他の関連計画との関係について (2)総合計画の検討 (3)今後の進め方について
第一分科会	平成16年 10月22日 (第1回)	(1)分科会の審議事項について (2)担任分野の体系について (3)自転車駐車の状況について (4)板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画について
	平成17年 6月10日 (第2回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 7月29日 (第3回)	(1)総合計画の構成・内容について
第二分科会	平成16年 8月10日 (第1回)	(1)分科会の審議事項について (2)担任分野の体系について (3)駅周辺放置自転車の状況について (4)駅別乗入れ台数について (5)豊島区立有料駐車場の利用状況について
	平成16年 9月21日 (第2回)	(1)自転車関連経費等各区比較 (2)区立駐車場利用者の状況について (3)鉄道事業者による区内資産の利用状況等について (4)道路管理者による道路上の駐車施設の状況について (5)大塚駅の状況等について (6)地下鉄13号線錦糸町駅の開設状況について
	平成16年 11月19日 (第3回)	(1)豊島区の人口分布について (2)区立駐車場の利用状況について (3)池袋駅周辺の状況と対策について
	平成17年 7月8日 (第4回)	(1)総合計画の構成・内容について
	平成17年 9月9日 (第5回)	(1)総合計画の構成・内容について

※今後は、来年3月の答申に向け、概ね月1回のペースで全体会を中心とした会議を開催していきます。開催日時等につきましては決まり次第、区のホームページに掲載しますので、そちらをご覧ください。

この協議会は、自転車法第8条に基づき、主に自転車の駐車対策に関する重要事項を審議するため、平成16年6月に設置されました。委員は区民代表、区議会議員、学識経験者、鉄道事業者、関係団体、関係行政機関からそれぞれ選出された26名で構成されています。現在、おおむね月1回、会議を開催しています。

協議会は、2つの分科会を作り、担任分野を分けて会議を重ねてきました。「第一分科会」では、主に自転車の適正利用、放置自転車対策といったソフト面の課題を検討しています。また、「第二分科会」では、自転車駐車場整備などのハード面の課題を検討しています。今後は、各分科会からの報告を取りまとめ、来年3月末には、区が平成18年度中に策定をめざす「(仮称)自転車の利用に関する総合計画」の案を、区長あ

てに答申をする予定です。

これまでの会議資料および議事録を、区のホームページ(アドレス1面上部欄外参照)に掲載しています。



巣鴨駅南自転車駐車場



劇場通り自転車利用環境整備事業

